

子牛生産拡大奨励事業

1 事業の目的

子牛価格低落時に、繁殖雌牛頭数の拡大・維持者に対して奨励金を交付することにより、肉専用種繁殖経営における子牛生産拡大意欲の向上を図り、もって我が国肉用牛資源の拡大に資する。

2 事業の内容

子牛価格が下記の発動基準を下回った場合に、肉専用種繁殖雌牛頭数の増頭者及び維持者に対し、販売又は自家保留された子牛1頭当たり下記の奨励金を交付する。

品 種	発 動 基 準	単価（子牛1頭当たり）	
		増頭者 (拡大奨励金)	維持者 (生産奨励金)
黒毛和種	35万円を下回った場合	10千円	7千円
	34万円を下回った場合	20千円	15千円
	33万円を下回った場合	30千円	22千円
	32万円を下回った場合	40千円	30千円
	31万円を下回った場合	45千円	34千円
褐毛和種	32万円を下回った場合	25千円	—
	29万円を下回った場合	〃	16千円
その他の 肉専用種	23万円を下回った場合	19千円	—
	21.1万円を下回った場合	〃	12千円

注：子牛価格は、肉用子牛生産者補給金制度において定められる指定市場の平均売買価格（四半期ごと）とする。

3 事業実施主体

(社) 全国肉用牛振興基金協会

4 所要額（補助率）

6,837百万円（定額）

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
代表 03-3502-8111 内線 4941
担当者：関川、森分

肉用牛肥育経営安定対策事業

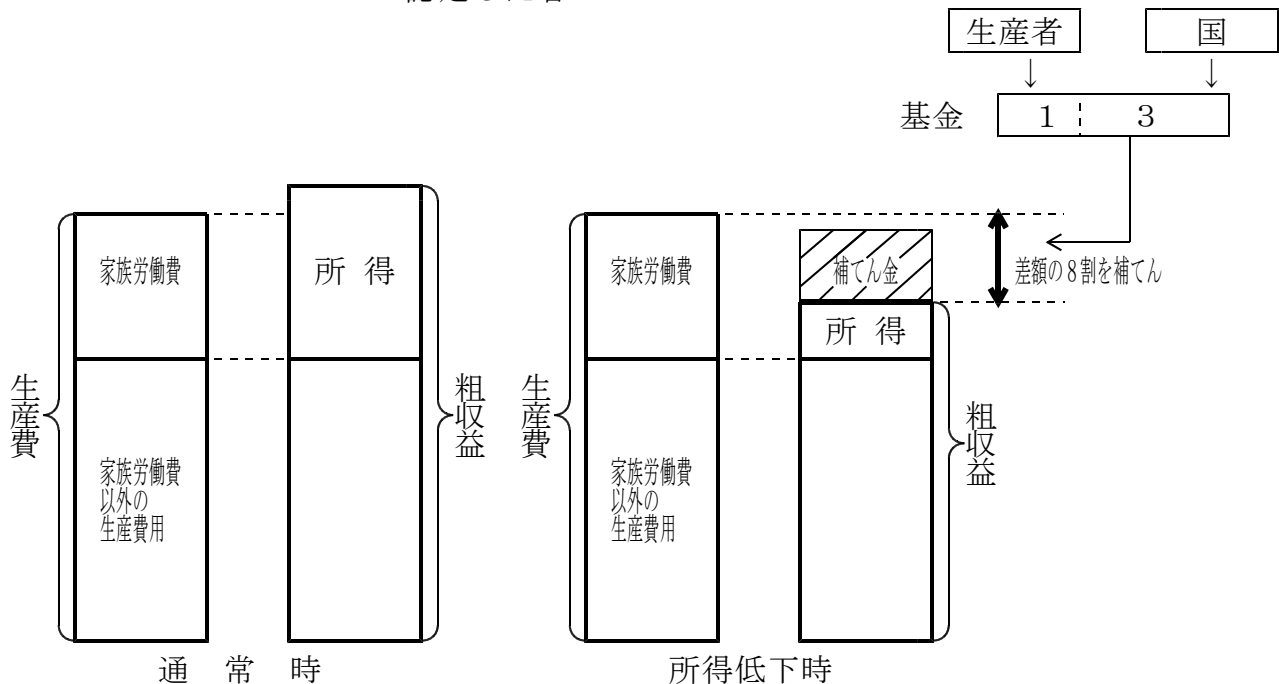
1 事業の目的

肉用牛肥育経営の安定を図るため、生産者の拠出と国の助成により基金を造成し、収益性が悪化したときに家族労働費を補てんする。

2 事業の内容

都道府県ごとに肥育牛1頭当たりの推定所得が基準家族労働費を下回った場合に、その水準に応じて四半期ごとに肥育牛生産者に補てん金を交付する。

- (1) 拠出割合 生産者：国＝1：3
- (2) 事業実施期間 平成19年度～平成21年度（3年間）
- (3) 発動基準 基準家族労働費（直近3カ年の平均家族労働費）
- (4) 補てん割合 基準家族労働費と四半期平均推定所得との差額分の8割
- (5) 対象品種 肉専用種、交雑種、乳用種の3区分
（必要に応じて褐毛・短角の設定も可能）
- (6) 生産者積立金 都道府県ごとに金額を決定
- (7) 事業対象経営 認定農業者及び認定農業者に準ずる者として都道府県知事が認定した者



3 事業実施主体

(社) 中央畜産会、都道府県団体

4 所要額（補助率）

14,887百万円（定額、3/4以内）

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4890
担当者：渡辺、増田